

第 27 回大樹町農業委員会総会議事録

1 . 開催日時 令和 4 年 10 月 28 日 (金) 午後 1 時 30 分

2 . 場 所 大樹町役場委員会室

3 . 出席委員 15 名

1	乙部 毅博			3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
		8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4 . 欠席委員 2 名

2	吉田 義明	7	齊藤 徹
---	-------	---	------

5 . 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 39 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 3	議案第 40 号	農地法第 5 条の規定による許可について

6 . 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7 . 閉会時間 午後 1 時 45 分

8. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は15名であります。

定足数に達しておりますので、第27回、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、6番 片岡文洋 委員、8番 牧田 日出男 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、9月30日開催の第26回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。

1の会議関係では、(1)10月17日、農政委員会を開催し、「大樹町に対する農業施策の実施及び令和5年度農業予算に関する要望」についてと、「大樹町農業委員会憲章の全部改正」について、片岡 委員長以下5名の農政委員の皆様と穀内会長及び原口会長代理にご審議いただきました。

要望書につきましては、総会後の委員協議会において、詳細をご説明させていただき、11月の農業委員会総会開催前に要望書として、町長へ提出したいと考えております。

また、「農業委員会憲章」の全部改正につきまして、内容をご審議いただきました。詳細につきましては、委員協議会で説明したいと思っております。なお、今後につきましては、来年6月開催の総会時に議案としてご提案申し上げ、決定したいと考えております。

(2)19日臨時第4回町議会が開催され、会長と私が出席しております。

(3)21日、第1班 金曾 班長以下5名で、現地調査を行っております。

案件は、 地区でのラグーン建設のための農地転用1件でございます。この後、農地法第5条で、議案としてご審議いただきます。

次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。

今月の報告は5件です。業務報告書を1枚おめくりいただき、資料1をご覧ください。 報告内容等を審査しましたが、うち1法人につきましては、不適と審査しました。

	<p>理由としては次ページの法人要件確認書のとおり、農地保有適格法人の要件の1つである、過去3か年の農業及び農業関連事業の収益が売上高の過半以上あることの事業要件を満たしておりませんでした。</p> <p>このことから、農業委員会としては、農地法第6条第2項の規定に従い、昨年と同様、勧告書を通知したいと考えております。</p> <p>なお、この法人につきましては、昨年、要件を満たせなかった理由と今後の見通しを、事務局で確認したところ、2年後を目途として、解消を図りたいと昨年、説明を受けております。</p> <p>また2法人が以前より未提出となっております。今後も引き続き指導してまいります。</p> <p>次に3番の「農地法第3条の3の規定による受理通知について」1件でございます。</p> <p>番号1番、 の、 氏が 番 他5筆、 m²の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>最後に4番のその他ですが、10月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第39号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番から2番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断</p>

<p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、所有権移転が1件、使用貸借による権利の設定の1件の計2件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字 の 、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、 m²であります。</p> <p>譲渡人は、 氏、譲受人は、 氏であり、譲受人希望による所有権移転であります。売買価格は、 円 10a 当り 円、本地区の担当委員は 委員となっております。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字 の 、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、***m²であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は、 であります。</p> <p>経営面積は、 m²で、経営規模拡大による使用貸借であります。本地区の担当委員は 委員となっております。</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。申請番号1番及び2番について、地区担当委員が本日欠席のため、 委員から報告願います。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>申請番号 1 番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件、そして申請番号 2 番につきましては、借主希望による使用貸借の案件です。</p> <p>借主は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 9 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」申請番号 1 番から 2 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>日程第 3、議案第 4 0 号、「農地法第 5 条の規定による許可について」申請番号 1 番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 4 0 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第 5 条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第 5 条の規定による許可を受けることとなります。</p>

<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は1件でございます。内容は、ラグーン建設のため、使用貸借による転用が1件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、ラグーン建設に伴う、使用貸借の案件です。所在、地番につきましては、字 - - 他1筆、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は m²のうち m²であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は、 、転用の時期につきましては永年間、工期は許可日から令和5年5月31日までであります。</p> <p>申請番号1番の現地調査につきましては、10月21日に、第1班 金曾班長 他4名の委員により実施しております。なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000 m²を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。第1班・班長、金曾 浩文 委員から報告願います。</p>
<p>金曾委員</p>	<p>ラグーンを建設する案件です。今の、農業用施設用地ではラグーンを建設するには狭く、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。本案件について、農地転用の立地基準及び、一般基準を満たしており、班では許可すべきと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>

議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第40号、「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明いたします。</p>
瀬尾局長	<p>次回の総会につきましては、11月29日火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第27回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年10月28日

会 長

委員(6 番)

委員(8 番)